


～手作りのお正月飾りて新年を迎えませんか？～

## お正月飾り作り教室

玄関に飾る「しめ縄」と部屋に飾っても良いような「正月飾り」2つを作ります。当日「しめ縄」は“わら”を使用します。



「しめ縄」は清浄な場所であることを示す飾りだそうです。

- 日時 12月6日(日) 10:00～12:00
- 場所 のいちふれあいセンター 1階 ふれあい室
- 対象 市内在住、在勤、在学の方 (小学3年生以下は保護者同伴)
- ※11月13日(金)までに定員に達しない場合は市外の方も可
- 講師 恒石弥希
- 受講料 1,300円
- 定員 15人
- 持ち物 ハサミ・ペンチ
- 申込み締切り 11月20日(金)
- 申込み・問い合わせ 野市中央公民館 ☎56-1056

### 絵手紙いっしょにかきませんか？

無料体験会を実施します。初めての方も大歓迎。道具はこちらで用意しますので、そのままお越しください。

- テーマ 「こぼれを送ろう」
- 日時 11月24日(火) 10時～12時・13時～15時
- 場所 のいちふれあいセンター 1階 ふれあい室
- 講師 小松早苗
- 申込み・問い合わせ 小松 ☎56-2747

## 最低賃金改正のお知らせ

高知労働局では、県内すべての労働者に適用される「高知県最低賃金」を改正し、10月18日から施行することとしました。

★10月18日から高知県最低賃金は**《1時間》693円**です。

■問い合わせ/高知労働局賃金室 ☎088-885-6024

## 無料合同労働相談会

解雇、パワハラ、賃金未払いといった職場の問題でお悩みの方を対象に、国や県などの労働相談機関等が合同で無料相談会を開催します。

当日は、弁護士、社会保険労務士、司法書士や行政機関の労働相談員などの専門家が相談を受けます。面談でも電話でも相談できます。事業主の方の相談も受けますので、お気軽にご相談ください。

- 日時 12月1日(火) 10時～16時
- 場所 高知県庁北庁舎 4階 高知市丸の内二丁目一
- 相談ダイヤル(当日専用) ☎088-821-4661
- 予約受付期間 11月2日(月) 9時～11月30日(月) 12時
- ※相談は事前予約優先、先着順
- 予約申込み・問い合わせ 高知県労働委員会事務局 ☎088-821-4645

## 四国一斉12時間電話相談

高知地方労務局と高知県人権擁護委員連合会では、12時間電話相談を実施します。相談は無料、秘密は厳守します。

- 相談内容 差別待遇、暴行・虐待、いじめ、DV(ドメスティック・バイオレンス)など、家庭や近隣関係等における、人権問題に関するあらゆる相談
- 相談日時 12月4日(金) 9時～21時
- 相談電話 ☎0120-459-737
- 問い合わせ 高知地方労務局人権擁護課 ☎088-822-13503

### くらしの悩みごと相談所

弁護士資格・司法書士資格を有する人権擁護委員が、地域住民の皆さんのさまざまな悩みごとの相談を受けます。相談は無料、秘密は厳守します。お気軽にお越しください。

- 相談内容 差別待遇、暴行・虐待、いじめ、DV(ドメスティック・バイオレンス)など、家庭や近隣関係等における、法律・人権問題に関するあらゆる相談

## 女性の権利ホットライン

女性の権利問題解消に向け、全国一斉「女性の権利ホットライン」の強化週間を実施します。

- 相談日時 12月8日(火) 10時～16時 ※12時～13時は休み、受け付けは15時30分まで
- 相談場所 高知よさこい咲都合同庁舎9階 会議室 高知市柴田町二丁目二〇
- 問い合わせ 高知地方労務局人権擁護課 ☎088-822-13503

### DV(ドメスティック・バイオレンス)、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、離婚問題、暮らしの悩みごとなど、女性をめぐる人権問題

- 実施期間 11月16日(月)～22日(日) 8時30分～19時
- 相談電話 ☎0570-070-810
- 問い合わせ 高知地方労務局人権擁護課 ☎088-822-13503

## 年金

### 納めた国民年金保険料は 社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は所得税法および地方税上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、27年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族(お子さん等)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、27年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、27年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方には、11

月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られてきます。申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

※27年10月1日から12月31日までの間に初めて国民年金保険料を納めた方は、翌年の2月上旬に社会保険料控除証明書が送られてきます。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万が一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れないようきちんと納めましょう。

◆年金記録を簡単確認！  
24時間いつでもご自宅のパソコンやスマートフォンで、これまでの年金記録を確認することができます。

◆インターネットならではの便利な使い方ができます！  
年金機構に提出する一部の届け書をパソコンで作成・印刷※電子申請ではありませんので、作成した届け書を印刷し、お近くの年金事務所に持参または郵送してください。

「ねんきんネット」で自分の未来設計を始めませんか？

◆年金記録を簡単確認！  
24時間いつでもご自宅のパソコンやスマートフォンで、これまでの年金記録を確認することができます。

◆インターネットならではの便利な使い方ができます！  
年金機構に提出する一部の届け書をパソコンで作成・印刷※電子申請ではありませんので、作成した届け書を印刷し、お近くの年金事務所に持参または郵送してください。

## 相談

## 緊急通報体制整備事業

病気や事故などの緊急事態に備えるため、緊急通報装置を貸し出します。

緊急時にボタンを押すと、24時間体制のあんしんセンターにつながり、事前に申請してもらった協力員の方に通報があったことを知らせ、安否確認を行っていただくよう連絡するサービスです。

また、月1回の安否確認サービスで健康状態等の確認を行い、日常生活の不安の解消や安全の確保を行っていきます。詳細はお問い合わせください。

■対象 おおむね65歳以上の市民税非課税世帯の方で、ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯の方。また、携帯電話等での通報が難しく、転倒が多いなど、日頃から生活に注意を必要とする方。

- 利用料 月額 200円
- 問い合わせ 市役所高齢者介護課

## 高齢者

▼年一回郵送される「ねんきん定期便」や、年金の支払いに関する「年金振込通知書」などを確認・ダウンロードできます。

▼持ち主の分からない年金記録の検索ができます。

◆これからの年金見込額を簡単確認！  
これからの人生設計に合わせた働き方の条件を設定して、年金見込額を試算することができます。

◆ご利用方法はとっても簡単！  
ねんきんネットの利用には、ご利用登録(ユーザIDの取得)が必要です。お手元に「ねんきん定期便」がある方は、アクセスキーを使って簡単にご利用登録できます。

※アクセスキーとは、「ねんきんネット」ユーザIDを即時に発行するための17けたの番号で、「ねんきん定期便」に記載されています。アクセスキーの有効期限は「ねんきん定期便」が届いてから3カ月間です。

また、ご利用登録には基礎年金番号(年金手帳や年金証書に記載されている10けたの番号)が必要です。

■問い合わせ 年金定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル ☎0570-058-5555

※月々金曜日9時～19時・第2土曜日9時～15時受け付け。祝日(第2土曜日を除く)、年末年始は利用不可

## 利用者募集中

随時見学・相談受付中！

# 障害者総合支援センター遊

◎田んぼ、畑、果樹園など貸して頂ける方を探しています！  
※障害者のための生活訓練施設(障害福祉サービス)です。送迎、朝食、昼食あります。

お問合せ先  
tel. 088-821-7252 (担当/川田まで)  
FAX / 088-821-7253 E-mail / syougai-yuu@pc.707.to

広告